

令和8年度家庭内での家事・育児分担等推進イベント事業 企画運營業務委託仕様書

1. 業務の名称

令和8年度家庭内での家事・育児分担等推進イベント事業企画運營業務

2. 事業の目的・趣旨

「男性は仕事」「女性は家事・育児」という固定的性別役割分担意識の解消と、誰もが仕事でも家庭でも活躍できる社会の実現に向けて、家庭内での家事・育児分担及び効率化を推進していくため、民間事業者・各種団体・行政が連携し、県内における機運醸成・普及啓発に係るイベントを開催する（以下、「本イベント」という。）。

本イベントでは、夫婦等において、どちらか一方に家事・育児の負担が偏らないように「分担・シェアする」という考え方のほか、家事・育児の効率化製品・サービス（便利家電・グッズ、ミールキット、家事代行サービス、ベビーシッターなど）の活用や家事・育児に係る考え方、実施方法の見直し等による「効率化」の考え方を発信することで、家庭内のタイムパフォーマンスを向上させ、「自分時間」や「家族時間」を生み出すことを推進する。

特に「家事」については、子の有無に関わらず多くの夫婦やカップルが対象となる。家事分担について話し合うためには、夫婦やカップルの中でコミュニケーションが取れる関係性が構築されていることが非常に重要であり、結婚前のカップルや新婚時期の夫婦に向けた発信等も重点的に行うことが望ましい。

本イベントを通し、それぞれの家庭に合った家事の効率化や分担について考えるためのヒントを提供するとともに、家事・育児分担等に関する固定観念をアップデートすることができるよう、幅広い年代の来場者に対して普及啓発を行う。

3. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4. 対象

県民（家事や育児・子育てに関わる全ての方を対象とするが、メインターゲットは、子育て中の家族、新婚夫婦、結婚前のカップル等を想定）

5. 業務内容

本イベントに係る企画、準備、会場予約・調整、広報、運営、出展者・出演者の調整、必要な人員・資材・物品の手配、動画撮影・編集など、イベント実施に係る一切の業務

6. 実施時期

令和9年1月31日（日）までの土曜日、日曜日、国民の祝日・休日のうち1日
（令和8年12月下旬から令和9年1月上旬は除く）

7. 会場

「けやきウォーク前橋」または「イオンモール高崎」のオープンスペース
(本イベント開催のスペースや動線が確保でき、多くの県民が来館する施設であるため。)
※なお、施設内にある複数のスペースや多目的ホールを活用することも可能とする。

【参考：R7 年度開催会場】

けやきウォーク前橋

(1階：けやきコート 2階：ナムコ前吹き抜けスペース、けやきホール A 面)

8. イベントの内容

(1) メインステージ

- ・会場となるオープンスペースの中心に簡易ステージを設置し、家事・育児分担及び効率化に関する意識啓発についてのトークステージ等の催しを開催する。
- ・催しは、複数のテーマや内容により、時間帯別に3回を上限として開催する。
 - ①午前：著名人による家事・育児スペシャルトークステージ
 - ②午後Ⅰ：家事・育児分担及び効率化に関するステージコンテンツ
 - ③午後Ⅱ：著名人による家事・育児スペシャルトークステージ
- ・著名人は以下の要件を満たす者を受託者が手配する。
 - ①家事・育児当事者であること
 - ②子育て世帯の興味関心を惹く者であること
 - ③幅広い世代からの知名度が高い者であること
- ※なお、複数人のゲストが登壇する場合は男女比を考慮すること
- ・家事・育児分担及び効率化に関するステージコンテンツは観覧意欲が高まる内容とし、出演者は、家事・育児に関する有識者、現在子育て中の当事者、または広く認知されている著名人等から受託者が手配する。
- ・出演者の人数はテーマ設定等を考慮し決定すること。
- ・各出演者は、イベント開催の約3か月前までを目安に出演の内諾を得ておくこと。
- ・メインステージの空き時間で、ブース出展者及び協賛者のプロモーションを行うこと。
- ・司会者は現在子育て中の当事者であることが望ましい。なお、司会者は本イベント全体の司会を行う想定とし、人数は問わない。
- ・出演者及び司会者は、群馬県との協議により決定する。
- ・ステージ台本や質問リスト等を作成し、事前に群馬県と協議すること。
- ・出演者及び司会者の出演料や交通費等については委託料に含むものとする。

(2) ブース出展

- ・民間事業者や各種団体等（以下、「出展者」という。）と協力してブースを出展する。
- ・出展者は本イベントの趣旨に合致及び賛同し、効率化製品やサービスの紹介・体験を行うことができる者とする。県内に本社、支社、事業所等の拠点を有する者を中心とするが、他県からの出展も可能とする。

- ・出展者は、来場者に対し、出展者のPRに係る製品やサービスの紹介、広報物品や周知用チラシ等の配布は可能とするが、イベント会場内での契約行為や販売行為は原則行わないこととする。詳細については、別途群馬県と受託者が協議し決定する。
- ・出展数は8ブース以上を想定する。ブース出展数やブース1区画の面積は会場の広さ等で調整する。ブースの詳細は以下のとおり。

【出展ブースのイメージ】

※主な分野を例示しているが、指定するものではない点に留意。

※「家事分野」「育児分野」のブース割合が偏らないよう留意。

「★」はR7年度に出展したブース（計9ブース）。

- ①便利家電ブース ★
- ②時短食品ブース ★
- ③家事便利グッズブース
- ④家事代行サービスブース ★
- ⑤ベビーシッターブース ★
- ⑥育児便利グッズブース
- ⑦チーム育児推進 ★
- ⑧育児支援・情報発信 ★
- ⑨家事・育児分担アプリブース ★
- ⑩家事・育児系サブスクリプションブース
- ⑪ハウスメーカーブース
- ⑫自動車ディーラーブース
- ⑬家事・育児分担等意識啓発ブース ★★ ほか

- ・実際のブース出展者は群馬県との協議により決定する。
- ・出展者候補の選定や出展依頼は受託者が主体的に行い、必要に応じて群馬県も協力する。
- ・出展に係るルールは、別途、群馬県が出展要領等を定めるものとし、出展候補者は出展申請書を群馬県に提出する。
- ・出展決定後は、受託者が出展者との連絡調整を行うとともに、本イベント開催前に出展者説明会等を行い、出展に向けた準備について支援する。
- ・出展者からブース出展料は徴収せず、出展に係る経費は出展者が負担する。

(3) 子どもと楽しめる体験ブース

- ・子ども連れの家族が参加しやすいよう、「(2) ブース出展」とは別に設置する。

(4) 来場者還元ブース

- ・何らかの方法で来場者に還元されるような特典や催しを企画運営する。
- ・来場者が各ブースを訪問することを促す仕組みを構築し、来場者が各ブース訪問の還元を受けるための条件に設定すること。なお、ブース訪問を促す仕組みとしてデジタルツール等の活用も検討することが望ましい。
- ・景品等の準備が必要な場合の対応は、「11.物品協賛」に記載する。
- ・そのほか、来場者に還元されるような特典や催しを企画運営することも可能とする。

(5) 総合案内ブース

- ・来場者の問合せ等に対応するため、会場内の一角に総合案内ブースを設置する。
- ・以下の(6)(7)(8)等の対応も行う。

(6) 当日用チラシ等の配布

- ・本イベント内容や意識啓発情報を掲載した当日用チラシを10,000枚程度作成し、来場者に配布する。
- ・当日用チラシには、出展者及び協賛者の名称等を必ず掲載する。
- ・チラシの内容は、群馬県と協議により決定する。

(7) 不織布トートバッグの製作・配布

- ・不織布トートバッグを600~1,000枚製作し、当日用チラシや関係機関の配布物と併せて来場者に配布する。
- ・不織布トートバッグには、1色印刷でイベントロゴ等を印字する。
- ・持ち手は肩から掛けられる長さとし、バッグの底はマチ付きとする。
- ・デザイン等は、群馬県と協議により決定する。

(8) WEB アンケート

- ・本イベントの満足度、家事・育児分担や効率化に関する現状や意識の変化等、今後の施策検討の参考データとするため、来場者にWEBアンケートの記入を依頼し回収する。
- ・アンケート内容は群馬県が作成する。
- ・より多くのアンケートを回収するため、回答者に特典を配布する。特典の準備については、「11.物品協賛」に記載する。
- ・回収したアンケートは集計し、群馬県へ報告する。

(9) その他

- ・その他、イベントの趣旨に適したブースや催しの実施、コンテンツ紹介も可能とする。
- ・各ブース、メインステージ周りの装飾を行う。

9. 実施運営マニュアル

- ・ブース出展者及び運営スタッフ用にイベント当日の流れ等をまとめた「実施運営マニュアル」を作成し、事前に作成、配布する。
- ・内容は群馬県と協議し決定すること。
- ・実施運営マニュアルは、出展者説明会の開催前までに作成すること。

10. 延べ来場者数のカウント

- ・本イベントの延べ来場者数を集計する。
- ・延べ来場者数は、目標10,000人とする。

【参考：R7年度実績】

- 延べ来場者数…約8,000人(けやきウォーク前橋)
- ・集計方法は、群馬県と協議すること。

11. 物品協賛

- ・ 来場者還元ブースやアンケート回答特典などで来場者に配布することを目的とする物品等は、企業等に物品協賛を募り、協賛品を提供していただくことを想定する。
- ・ 物品協賛に係る調整事務は、群馬県が行う。
- ・ 協賛品の受領、保管、会場への搬入は原則受託者が行うこととするが、協賛者の意向に応じ、群馬県が受領、保管、会場への搬入を行う場合もある。
- ・ 必要な連携等は群馬県と協議すること。

12. 広報

(1) 事前広報用チラシ配布

- ・ 本イベントの周知に係るチラシについて、デザイン、印刷、配布を行う。
- ・ 作成枚数は 10,000 枚程度とし、配布・配架先は群馬県と協議により決定する。

(2) Instagram による発信・広告配信

- ・ 受託者が本イベントの公式 Instagram アカウントを作成、運営し、本イベントの周知を行う。
- ・ Instagram アカウントの作成にあたっては、群馬県知事戦略部メディアプロモーション課への事前審査が必要なため、必要な手続きに協力すること。
- ・ 投稿スケジュールは事前に群馬県あて共有し、各投稿案は事前に群馬県の承認を得てから投稿すること。
- ・ Instagram 広告を約 1 か月間配信する。なお、配信対象者や広告内容等については群馬県と協議する。

(3) 広報開始時期

- ・ イベント開催の約 2 か月前を目安に広報を開始し、約 1 か月前を目安に SNS 広告の配信やプッシュ型広報を強化する。

(4) その他

- ・ そのほか、必要に応じ、各メディアを活用した広報を実施する。

13. 事業記録撮影及びダイジェスト動画制作

- ・ 本イベントの様子は、記録用として様々な場面において写真及び動画撮影を行うこと。
- ・ 撮影した写真データは群馬県に納品する。
- ・ 撮影した動画は、3～5 分のダイジェスト動画として編集し、MP4 データで納品する。
- ・ 動画の納品前に、群馬県が動画の初稿を確認し、受託者は必要な修正作業を行う。なお、納品前の確認作業は YouTube の限定公開リンク等を用いることも可能とする。
- ・ 制作したダイジェスト動画は、群馬県公式 YouTube チャンネル「tsulunos」で公開予定のため、受託者は、群馬県知事戦略部メディアプロモーション課のクオリティチェックに必要な様式作成に協力する。なお、クオリティチェックの結果により、修正指示を受ける可能性があるため、修正内容に係る編集作業にも対応し、クオリティチェック完了後の動画を成果物とする。

14. 成果品の納品

- (1) ダイジェスト動画 (MP4 データ)
提出期限：【初稿】令和9年2月17日(水)
【修正版 MP4 データ】令和9年2月26日(金)
※クオリティチェックに伴う動画の修正作業は、令和9年3月31日(水)までに完了すること。
- (2) 実績報告書 (A4判) 紙媒体1部及びPDFデータ
提出期限：令和9年3月19日(金)
- (3) イベント当日の記録用写真 (JPEG データ)
提出期限：令和9年3月19日(金)
- (4) 提出場所
群馬県 生活こども部 生活こども課 男女共同参画室 男女共同参画係あて

15. 業務実施計画書等の策定

本件業務契約締結後、以下の内容を記載した計画書(任意様式)を受託者が速やかに策定し提出すること。なお、計画は県との協議を踏まえ決定すること。

- (1) 事業全体の概要
- (2) 各タスクの具体的業務内容
- (3) 業務執行体制
- (4) 業務の一部を再委託する場合は、再委託先を必ず記載
- (5) 全体のスケジュール
- (6) 各タスクの詳細スケジュール
- (7) その他、県が必要と認める事項

計画の策定後にその内容を変更する場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。

16. その他

- (1) 本イベントの後援に係る調整事務は群馬県が行う。
- (2) 群馬県からの委託費のほか、協賛金や自己資金等の別の財源を用意して、より効果のあるイベントとすることができる。
- (3) 本業務により製作された成果物に関する全ての権利(著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む)は、群馬県に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することはできない。また、本業務が完了した後についても同様とする。
- (5) 業務上、受託者の不注意や不備により生じた全ての費用は、受託者の負担とする。
- (6) 本業務の実施に伴い、第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

- (7) 受託者は、本件業務実施に起因する諸事故に関して一切の責任を負い、群馬県に発生原因、経過、被害状況等を速やかに報告し、群馬県の指示に従うものとする。
- (8) プロポーザルにおける受託者の提案内容の不履行が発生し、群馬県の指導にもかかわらず受託者の積極的な改善が図られなかったものと群馬県が判断した場合には、不履行が発生した業務に係る委託料を減額することがある。
- (9) 本仕様書に定めがない事項については、群馬県と受託者において協議の上決定する。